

八戸市ふぐ取扱指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「フグの衛生確保について」(昭和58年12月2日付け環乳第59号厚生省環境衛生局長通知。以下「局長通知」という。)、
「フグの衛生確保について」(昭和58年12月2日付け環乳第59号厚生省環境衛生局
肉衛生課長通知)、「食品表示基準」(平成27年内閣府令第10号)等に定める
もののほか、ふぐの取扱いについて必要な事項を定めることにより、ふぐに
よる食中毒の発生を未然に防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定め
るところによる。

- (1) 処理 ふぐの卵巣、肝臓等の有毒部位を除去し、人の健康を損なわない
ように無毒化することをいう。
- (2) ふぐ処理者 第4条の規定により市長に認定を受けた者をいう。
- (3) ふぐ処理営業 業としてふぐの処理を行うことをいう。
- (4) ふぐ処理営業者 第6条の規定により保健所長から、ふぐ処理営業届出済
証が交付された者をいう。
- (5) ふぐ処理施設 飲食店営業、魚介類販売業(臨時に営業する魚介類販売業
を除く。)、水産製品製造業、複合型そうざい製造業及び複合型冷凍食品製造
業を行う営業に係る施設で、第6条の規定により保健所長から、ふぐ処理営
業届出済証が交付された施設をいう。

(試験)

第3条 市長は、ふぐの処理を行おうとする者に、ふぐの処理に必要な知識及
び技術等の確認のため試験を実施するものとする。

- 2 市長は、前項の試験に代わるものとして、市長以外の者が行う試験を指定
することができる。
- 3 第1項の試験の実施及び前項の試験の指定に関して必要な事項は、別に定
める。

(ふぐ処理者の認定)

第4条 市長は、次のいずれかに該当する者をふぐ処理者として認定する。

- (1) 第3条に規定する試験を受験し、ふぐの処理に必要な知識及び技術等を
有すると認められた者
 - (2) 他の都道府県知事等が実施する「ふぐ処理者の認定基準について」(令和
元年10月31日付け生食発1031第6号)別添に掲げる基準(以下「認定基
準」という。)に適合する認定要件に基づいた試験を受験し、ふぐの処理に
必要な知識及び技術等を有すると認められた者
- 2 市長は、前項の者からふぐ処理者認定証交付申請書(別記第1号様式)の
提出があったときは、内容を審査し、ふぐ処理者認定証交付台帳(別記第2
号様式)に記載するとともに、ふぐ処理者認定証(別記第3号様式)を交付
する。

- 3 ふぐ処理者は、前項の認定証を亡失し、又はき損したときはふぐ処理者認定証亡失・き損届（別記第4号様式）により、記載事項に変更が生じたときはふぐ処理者認定証変更届（別記第5号様式）により、速やかに市長に届け出ること。
- 4 市長は、前項の規定による届出者に認定証を再交付する。
- 5 ふぐ処理者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、親族又はその他の同居者は、速やかに認定証を市長に返還すること。

（認定の取消し及び停止）

第5条 市長は、ふぐ処理者が次のいずれかに該当する場合は、当該認定を取り消し、又は期間その他の条件を定めて当該認定を停止することができる。また、他の都道府県知事等が実施する認定基準に適合する認定要件に基づいた試験を受験し、認定証の交付を受けた者の認定の取消し又は停止をする場合は、最初に認定した他の都道府県知事等にその旨を情報提供する。

- (1) 不正な手段で認定を受けたとき。
- (2) 局長通知中の2に掲げる事項を怠ったとき。
- (3) ふぐの処理に関し食中毒その他の衛生上重大な事故を発生させたとき。

（ふぐ処理営業の届出等）

- 第6条 ふぐ処理営業を行おうとする者は、ふぐ処理営業届（別記第6号様式）に、ふぐ処理者を証する書類を添付し、保健所長に届け出なければならない。
- 2 保健所長は、前項の規定による届出があったときは、施設を確認の上、ふぐ処理施設台帳（別記第7号様式）に記載するとともに、ふぐ処理営業届出済証（別記第8号様式。以下「届出済証」という。）を交付する。
 - 3 ふぐ処理営業者は、届出済証を、ふぐ処理施設の見やすい場所に掲示しなければならない。
 - 4 ふぐ処理営業者は、届出済証を亡失し、若しくはき損し、又は記載事項の変更が生じたときは、ふぐ処理営業届出済証亡失・き損届（別記第9号様式）又はふぐ処理営業変更届（別記第10号様式）を速やかに保健所長に届け出なければならない。
 - 5 保健所長は、前項の規定による届出を受けたときは、届出済証を再交付するものとする。
 - 6 ふぐ処理営業者は、ふぐ処理営業を廃止したときは、速やかにふぐ処理営業廃止届（別記第11号様式）に届出済証を添えて、保健所長に届け出なければならない。
 - 7 ふぐ処理営業者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、同居親族その他の同居者は、速やかに届出済証を保健所長に返還しなければならない。

（ふぐ処理営業者等の責務）

- 第7条 ふぐ処理は、ふぐ処理施設で行わなければならない。
- 2 ふぐ処理営業者は、ふぐ処理施設ごとに、ふぐ処理者を1人以上置かなければならない。
 - 3 ふぐ処理は、ふぐ処理者以外に行ってはならない。ただし、当該者の立ち会いのもとに、その指示を受けてふぐ処理に従事する者についてはこの限り

ではない。

- 4 ふぐ処理業者は、取り扱うふぐの種類、仕入れ先、取扱量、販売先等についてふぐ取扱記録表（別記第12号様式）を参考に記録及び保管するものとする。
- 5 ふぐ処理業者は、局長通知に掲げるふぐ処理に当たっての遵守事項を監督すること。
- 6 ふぐ処理者は、常にふぐの取扱いに関する衛生知識及び技術の向上に努めなければならない。

（販売）

第8条 ふぐは、処理されたものでなければ、販売できないものとする。ただし、ふぐ処理業者又は都道府県知事等によって認められた者に販売する場合は、この限りではない。

- 2 内臓を除去し、皮をはいだふぐ（みがきふぐ）は、有毒部位を完全に除去したものでなければ、販売できないものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年1月1日から実施する。
- 2 この要綱の実施の日の前日までに、すでに青森県フグ取扱指導要綱に基づきなされた手続きその他の行為は、この要綱の規定によってなされた手続きその他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、平成29年12月21日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 改正前の八戸市ふぐ取扱指導要綱（以下「改正前の要綱」という。）の規定に基づくフグ取扱者（改正前の要綱第3条に規定する八戸市フグ取扱講習会を受講し、当該講習会の受講証の交付を受けた者であって、当該一般社団法人青森県調理師会が行うフグ処理実技講習会を受講し、当該講習会の修了証の交付を受けた者又はこれらと同等以上の知識及び技術を有すると市長が認めた者に限る。以下「既存ふぐ処理者」という。）については、改正後の八戸市ふぐ取扱指導要綱の規定に基づくふぐ処理者とみなす。

別記

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

（あて先）八戸市長

郵便番号
申請者 住 所
フリガナ
氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

生年月日 年 月 日生

電話番号

ふぐ処理者認定証交付申請書

八戸市ふぐ取扱指導要綱第4条第2項の規定により、ふぐ処理者認定証を交付願います。

認定証送付先住所 (住所と異なる場合)	〒
未成年者にあつては、 その法定代理人の氏名 及び住所	法定代理人氏名 法定代理人住所
合格証等発行年月日	青森県 其他 () 合格証等番号 第 号 合格証等発行年月日 年 月 日
備 考 (勤務先、許可業種等)	

※次の書類を添付すること。

- (1) ふぐ処理者認定試験合格証又は他の都道府県知事等が行った試験に合格した者にあつては、当該試験に合格したことを証する書類又は免許証（認定証）
- (2) 発行から6箇月以内の戸籍抄（謄）本又は住民票の写し

第2号様式（第4条関係）

ふぐ処理者認定証交付台帳

氏名	生年月日	住所	電話番号	交付年月日	認定証番号

第3号様式（第4条関係）

第 号

ふぐ処理者認定証

八戸市ふぐ取扱指導要綱第4条第1項の規定によるふぐ処理者であることを証する。

氏 名

生 年 月 日

年 月 日

八戸市長 印

年 月 日

（あて先）八戸市長

郵便番号
届出者 住 所
フリガナ
氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

生年月日 年 月 日生

電話番号

ふぐ処理者認定証亡失・き損届

ふぐ処理者認定証を亡失・き損しましたので、八戸市ふぐ取扱指導要綱第4条第3項の規定により届け出ます。

認定証交付年月日	年 月 日
認定証番号	第 号
(備考)	

※き損の場合は、ふぐ処理者認定証を添付すること。

年 月 日

（あて先）八戸市長

郵便番号
届出者 住 所
フリガナ
氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

生年月日 年 月 日生

電話番号

ふぐ処理者認定証変更届

ふぐ処理者認定証の内容に変更が生じたので八戸市ふぐ取扱指導要綱第4条第3項の規定により届け出ます。

認定証交付年月日		年 月 日
認定証番号		第 号
変更年月日		年 月 日
変更内容等	変更前	
	変更後	
	変更理由	
(備考)		

※ふぐ処理者認定証及び変更を証する書類（戸籍抄（謄）本又は住民票の写し）を添付すること。

ふぐ処理営業届

（あて先）八戸市保健所長

届出者住所

届出者氏名

生年月日

ふぐ処理営業を行いたいので、八戸市ふぐ取扱指導要綱第6条第1項の規定により届け出ます。

ふ り が な 営 業 者 名	
ふ り が な 営 業 所 の 名 称	
ふ り が な 営 業 所 所 在 地	
営業所の電話番号	
食品衛生法第55条第1項の規定による営業の許可等	飲食店営業・魚介類販売業・水産製品製造業 複合型そうざい製造業・複合型冷凍食品製造業
ふぐ処理者氏名及び 認定番号等	
	年 月 日交付 第 号
有毒部位の廃棄方法	焼却・廃棄物取扱業者へ委託 その他（ ）
(備考)	

※ふぐ処理者を証する書類（既存ふぐ処理者にあつては、八戸市又は都道府県等が実施した講習会の受講証等の写し）を添付すること。

ふぐ処理施設台帳

営業者名		
営業者住所		
営業所の名称		
営業所所在地		
営業所電話番号		
届出済証 交付年月日		
届出済証番号		
食品衛生法第55条 第1項の規定による 営業の許可等		
ふぐ処理者氏名	生年月日	認定番号等 (既存ふぐ処理者については講習会 受講証番号)
有毒部位の廃棄方法		
(備考)		

第8号様式（第6条関係）

年 月 日

第 号

ふぐ処理営業届出済証

八戸市ふぐ取扱指導要綱第6条第2項の規定により、ふぐ処理営業について届出済みであることを証する。

営 業 者 名

営 業 所 の 名 称

営 業 所 所 在 地

営 業 の 許 可 等

ふぐ処理者の氏名及び番号

八 戸 市 保 健 所 長 印

ふぐ処理営業届出済証亡失・き損届

（あて先）八戸市保健所長

届出者住所

届出者氏名

交付済みのふぐ処理営業届出済証を亡失・き損しましたので、八戸市ふぐ取扱指導要綱第6条第4項の規定により届け出ます。

ふりがな 営業者名	
ふりがな 営業所の名称	
ふりがな 営業所所在地	
営業所の電話番号	
食品衛生法第55条第1項 の規定による営業の許可等	飲食店営業・魚介類販売業・水産製品製造業 複合型そうざい製造業・複合型冷凍食品製造業
ふぐ処理者氏名及び 認定番号等	
	年 月 日交付 第 号
有毒部位の廃棄方法	焼却・廃棄物取扱業者へ委託 その他（ ）
(備考)	

※き損の場合は、ふぐ処理営業届出済証を添付すること。

（あて先）八戸市保健所長

届出者住所

届出者氏名

ふぐ処理営業変更届

ふぐ処理営業の届出内容に変更が生じたので、八戸市ふぐ取扱指導要綱第 6 条第 4 項の規定により届け出ます。

営 業 者 名		
営 業 所 の 名 称		
営 業 所 所 在 地		
交 付 年 月 日		年 月 日
ふぐ処理営業 届出済証番号		第 号
変 更 年 月 日		年 月 日
変 更 事 項		営業者名 営業所名称 営業所所在地 営業許可等 ふぐ処理者
変 更 内 容 等	変 更 前	
	変 更 後	
	変 更 理 由	
(備考)		

- ※ 1. ふぐ処理営業届出済証を添付すること。
2. ふぐ処理者の変更の場合は、ふぐ処理者を証する書類を添付すること。

（あて先）八戸市保健所長

届出者住所

届出者氏名

電話番号

ふぐ処理営業廃止届

ふぐ処理営業を廃止することとしましたので、八戸市ふぐ取扱指導要綱第 6 条第 6 項の規定により届け出ます。

ふ り が な 営 業 者 名	
ふ り が な 営 業 所 の 名 称	
ふ り が な 営 業 所 所 在 地	
営業所の電話番号	
食品衛生法第 55 条第 1 項 の規定による営業の許可等	飲食店営業 ・ 魚介類販売業 ・ 水産製品製造業 複合型そうざい製造業 ・ 複合型冷凍食品製造業
ふぐ処理者氏名及び 認定番号等	
	年 月 日交付 第 号
(備考)	

※ふぐ処理営業届出済証を添付すること。

第 12 号様式 (第 7 条関係)

ふぐ取扱記録表

仕入れ年月日	ふぐの種類	仕入れ先	仕入量	処理等年月日	処理等した量	販売年月日	販売先	販売量